

# 植民地統治初期ボンベイ＝デカンにおける 村落共同体と地稅制度改革

The Village Communities and the Revision of the Land Taxation  
of the Bombay Deccan under the Colonial Rule in Its Early Stage

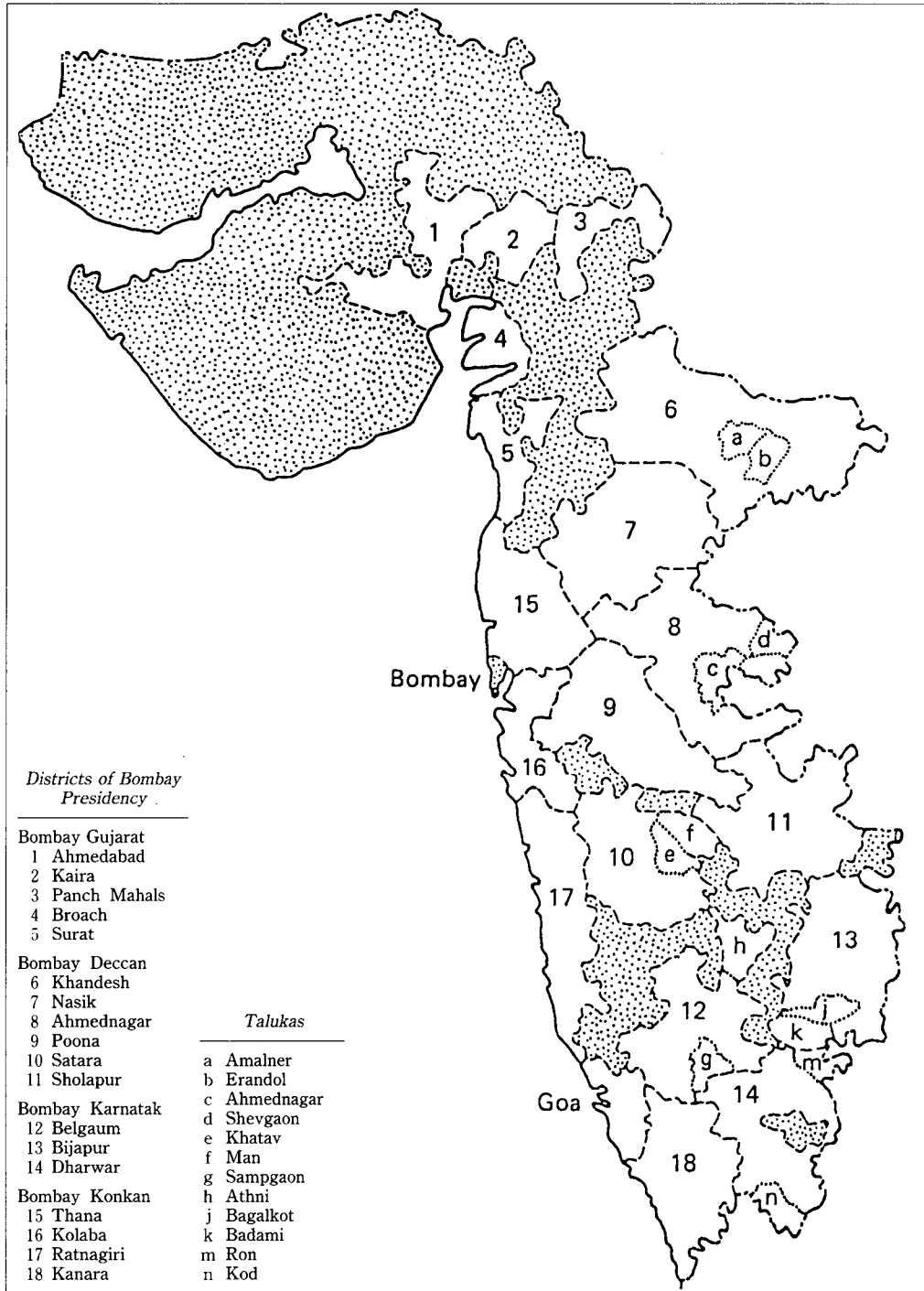
今 田 秀 作

## I はじめに

本稿は、19世紀初頭イギリス領となったボンベイ＝デカン地域における村落共同体の構造、および19世紀中葉にいたる当地でのイギリスの統治政策（おもに地稅政策）の特質について、若干の検討を行おうとするものである。本稿で取り扱うボンベイ＝デカン地域とは、西部インドのうち現在のマハーラーシュトラ州西部の一地域を指している。西部インドには北方にカーティワール半島を中心とするグジャラート地域があり、その南方はアラビア海に沿って南北に走る峻険な西ガーツ山脈によって海岸沿いの平野部とデカン高原部とに分けられている。前者はボンベイ＝コンカン地域と呼ばれ、高原部の西半が本稿で取り扱うボンベイ＝デカンである。英領時代にそれはイギリスの直轄領＝ボンベイ管区の一部をなしていた。その東方には英領期広大なハイデラバード藩王国が存在し、さらに南方には南マラータ（カルナータカ）地方が広がり、南インド（マドラス管区）と境を接していた。

13世紀初めまでに北インドを席卷したムスリム勢力は、14世紀にはデカン地域に及び、以後当地においても長らくムスリム支配が続いたが、17世紀の中葉よりヒンドゥー勢力の独立運動が開始され、シヴァージー・ボンスレーの指導下に、現地のムスリム政権やアウランゼーブ帝率いるムガル帝国との激しい戦闘を経つつ、1674年マラータ王国が成立した。その後王国内では、国王に代わって宰相（ペーシュワー）、バーラージー・ヴィシュワナートが実権を握るようになり、以来彼の家系がプーナの宰相府より王国を支配するようになった。マラータ王国の勢力はその後拡大し、インド各地に派遣されたマラータの武将たちはいくつかの半ば独立の侯国<sup>1)</sup>をつくり、18世紀前半にはプーナ宰相府を盟主とするマラータ連合が形成された。その版図は東はベンガルに接するインド中央部全域にわた

第1図 ボンベイ管区の県 (district) の所在



出所) M. B. McAlpin, *Subject to Famine: Food Crises and Economic Change in Western India 1860-1920*, 1983, p.118.

り、マラータ連合は弱体化したムガル帝国に代わって最強の現地勢力となった。しかし18世紀後半ともなると、財政難が昂じるとともに内紛が相次いで勢力に陰りが見られ、いまやマラータ連合をインド制圧にいたる最大の難敵と見なしていたイギリスにつけこむ隙を与えた。両者は三次にわたるアングロ・マラータ戦争<sup>2)</sup>を展開し、ついに1818年マラータ連合はイギリスの軍門にくだった。イギリスはペーシュワールの領土を中心として直轄領を設け、他の西部インドの領土と合わせボンベイ管区を設立するとともに、残りの諸侯領を藩王国としてイギリスの従属下に置いた。本稿の対象とするボンベイ＝デカン地域は、こうして旧ペーシュワー領が直轄化されたものであった。イギリスは直轄領をいくつかの県(District、または徴税区 Collectrate)に区分し、それぞれに県長(Magistrate または Collector)を派遣して支配を開始した。(第1図参照)

本稿では、まずイギリス支配開始時点の現地社会の特質を、その基本単位となった村落共同体の構造を中心に素描し、そののちイギリスの統治政策について、その秘要の一つであった地稅政策を基軸として、幾人かの代表的な統治官僚の事績を辿りつつ、いわば經濟政策史的観点より、ほぼ19世紀中葉までの時期について検討することにしたい。従来わが国において西部インド地域に関する經濟史研究は、故深沢宏氏および小谷汪之氏を中心として開拓されてきたが、両氏とも英領期以前に研究の重点が置かれ<sup>3)</sup>、本稿で取り上げる19世紀中葉までのデカン植民地統治史に関しては、先行研究は皆無に近い状態にある。本稿では、主にイギリス人およびインド人の手になる研究書・研究論文に依拠しながら、事態の推移を概観することを目的とし、一次史料を用いた一層立ち入った実証作業は他日を期すことにしたい。

## II イギリス支配以前の社会構造

イギリス支配開始時点の当該社会は、さしあたり村落共同体の存続に基礎づけられていたことに大きな特徴を見いださう。村落共同体は、マラータ政府の衰退期に解体の徴候を示しつつも、イギリス征服時点でおお本質的な点で存続していたと考えるのが通説のようである。村落共同体は、外界との接触のきわめて少ない生活を営む村民の、自己完結的な小宇宙であった。当地では集村形態がとられ、集落(居住区)はたいてい河川に近い、都合良く盛り上がった台地の上にあり、2-3の木製の扉を開けた、泥で造った不定形な壁に囲まれていた。内部は各家族が所有する宅地に区分され、彼らはそこに家屋を建てて住んだ。家屋は漆喰で造られ、狭い曲がりくねった道によって2-3の区画に分けられながら、雑然と立ち並んでいた。村民は、チョーリー(choli)と呼ばれる集会所で村落の重要事項を集団的に論議し、また富農や慈善好きのデーシュムク(deshmukh、後述)の建てた寺院もあった。その一方でマハール(mahar)やマーング(mang)といった不可

触カースト民は、一般農民との身体的接触を禁じられ、壁の外に小さな集落を作って居住していた。

集落の外部には農民の耕地が広がり、それは数十の耕区 (thal) に区分されていた。当時の農民の家族形態は、単婚小家族が一般的で、そうした家族ごとの耕地がおおむね一カ所にまとまって存在していた<sup>4)</sup>。一般農民の保有地規模は、30ha 程度が多かったとされている<sup>5)</sup>。耕地のほか、林地および放牧地があり、それらは村の共有地で、農民はそこで薪や木材を採取したり、家畜の飼育や牧草の採取を行った。さらに所有者家族が流亡ないし死滅して所有主の消滅した「消滅家族地」を含めた荒蕪地が広がり、それはイギリス支配開始時点ではこれから開墾していくに十二分な広さがあったといわれる。

こうした村落がどのように形成され、本来いかなる社会関係を伴っていたかは、1823年にコート (T. Coat) が調査・記述したムルダ村の事情によって、さしあたりのイメージを得ることができる。以下クマールによる紹介<sup>6)</sup>にもとづいて検討しよう。この地はもともとジャングルであったが、16世紀に一人のブラーマンが隣接する既存村落であるアスタ村に來村し、村民に埋葬地として切り開く許可を求め、続いてこの地域の支配者 (raja) に土地の下賜を請願した。彼は、13のジャター (jatha、家族集団) を説得して移住・植民させ、下賜された土地を彼らの間で分配し、ここにムルダ村の歴史が始まった。マカルピンによれば、村落の新設は、人口圧力や、旱魃・戦争・疫病・為政者の誅求などの諸困難からの逃避、あるいは租稅の減免への期待など様々な動機にもとづいて行われ、一般にそれは「自立的な、相互に同格な農民による未開地への植民」であったとされている<sup>7)</sup>。さてムルダ村の設立に当たって取り決められた村民の権利－義務関係において注目すべきは、土地の共同所有制および租稅納入の共同責任制が存在したことである。すなわち耕地は各成員 (小家族) に配分されつつも、その所有權の絶対性はジャター全体からの統制によって制限を受けていた。グーハの表現を借りれば、「成員が得たのは、集団の成員としての割当てであって、他と區別された個人的所有權ではなかった」<sup>8)</sup>のである。こうした事情は次のような慣行のうちに表現されている。たとえばあるジャターの成員がその持ち分である土地を遊休させた場合、ジャターがその分の地租納入責任を負うとともに耕作を引き受け、また成員が跡継ぎなく死亡した場合には、土地はジャターの生存者間で配分された。成員は持ち分を処分することができるものの、それは他の成員が購入を希望する限りジャターの成員以外には売却できない。万一外部の者が土地を得た場合でも、彼は「家を同じくする兄弟 ghar blaus」ではなく、「法律上の兄弟 birader blaus」と呼ばれ、決して本来の成員と同一視されることはなく、このこともジャターの結合の強さをものごとっている。以上にみられるように、耕地の恒常的な共同耕作や定期的な土地の割替えは行われなかったものの、ジャターを単位とする土地に対する集団的な権利にもとづく社会関係が少なからず残存していたといえよう<sup>9)</sup>。こうしたジャター制度に依拠しつつ、村落全

体の租税納入の共同責任制が実行された。すなわち各ジャターの長老がそれぞれの家族全体についての責任を持ち、最終的には最も由緒あるジャターの代表者が村長（パテール、patil）として、マラータ政府の代官であるマムラトダール（mamlatdar）より村全体の租税の徴収を委託されたのである。

村民の大多数を占める一般農民には、通常村落の創設者の子孫であるとされ、世襲的耕作権を持ち、共同体の正規のメンバーであるタルカリー（thalkari）と、定住権を持たず、一年ないし数年期限で村落の遊休地を賃借・耕作しつつ、有利な条件を求めて村から村へ移動するウパリー（upari）と呼ばれる農民との区別があった。タルカリーの世襲的土地所有権ないし共同体の正規のメンバーとしての権利をワタン（watan、故郷あるいは郷土の意）ないしミラス（miras、家産あるいは相続財産の意）と呼び、その意味でこうした農民はワタンダール（watanadar）あるいはミラースダール（mirasdar）とも呼ばれた<sup>10)</sup>。一方ウパリーについてはいまだ不分明な点が多いようである。マカルピンは、ウパリーは村落の正規のメンバーたることを希望しつつも、貧困やその他の理由で定住権を取得できない農民であるとする通説に疑問を提起している。彼女によれば、ウパリーは絶望的に土地を求めている疎外された集団というより、元来異なった生活スタイルを持つことにより、あるいは他に定職を有したことによって区別された集団である。おそらく彼らは、家畜の飼育を業とし、あるいは家畜を運搬手段とする商売を行いつつ、主に耕作が容易であるがすぐに地味が衰える軽赤土（musab）をむしろ好んで耕作してまわったのではないかと、というのが彼女の推測である<sup>11)</sup>。クマールは、タルカリーの方が一般に重い租税を課され、またウパリーは地代を選んで耕作することができたので、貧富の点では大きな差はなく、区別は経済的というよりむしろ社会的なものであったとの理解を示している<sup>12)</sup>。いずれにせよ、ウパリーは遊休地が広範に残存した頃から大量に存在したのであるから、ウパリーをもって、単に貧しいがゆえに定住農民たりえなかった農民であると決めつけられないことは確かなようである。

さていわゆる村抱え職人および祭式の専門家はバルテダール（balutedar）と呼ばれた。彼らの労働は世襲的に固定化された共同体内分業に編成され、共同体の自給性の保障となった。彼らの報酬は、サービスを受けた農民が個人的に支払うのではなく、村落の総生産物の一定割合（1/8ともいわれる<sup>13)</sup>）がまず全バルテダールに一括して割り当てられ、その後彼らのあいだで伝統的に承認されてきたサービスの有用性による格差を伴いつつ、各バルテダールに配分された。それに加えて僅かの地税免除地（inam land）および役得が与えられていたようである。クマールによれば、各バルテダールの報酬は「農民の大多数と同程度」であり、職人と農民との平等性が保証されていた<sup>14)</sup>。

以上の村落共同体の一般住民を底辺として、マラータ中央政府を最高権力とする一連の権威の階梯がそびえ立っていた。政府は領域を各徴税区に分け、それぞれを自らが任命し

たマムラトダールに管轄させた。彼らはいわば中央政府の代官であり、税の徴収および司法・警察機能を司った。他方ムスリム期以前より存在し、かつて繁栄しつつも、ムスリム中央政府による集権化の企てをつうじて弱体化の趨勢を辿っていたとされるのが、デーシュムクと呼ばれる階層である。クマールは彼らを *class of landed chief* と規定し、ある種の在地領主階級であるとしている。彼によると、デーシュムクはたいていまラータの旧い有力家系の子孫であり、「村落共同体によって承認された支配者」として地域の統合性を体現する存在であった<sup>15)</sup>。またウィルソンの『司法および徴税に関する語彙集』によれば、デーシュムクとは、以前の政府のもとでの世襲的現地役人層であり、村落の集合体(郡、*pargana*) に対して警察・徴税機能を行使し、その報酬は地稅免除地の保有および様々な手数料徴収・手当よりなっていたとされる<sup>16)</sup>。ムスリム王朝は彼らが保持していた徴税権を剥奪しつつも、その役得については基本的にこれを承認し、またマラータ政府も、ムガル権力との抗争において彼らを味方につけるために、同様の措置を与えたとされる<sup>17)</sup>。おそらく、デーシュムクはもともと、いわば旧体制のもとでのマムラトダールであり、体制の変更によって中央政府との関係を薄めながら、マラータ政府の任命したマムラトダールに先んじて在地領主化しつつあった階層と理解されるのではなかろうか。またマムラトダールも後述のように、管轄地域を知行地として与えられた面、すなわちある種の領主機能を保有していた面を否定できない。とはいえ、当地が厳格な分権的領主制度の支配地域であったかどうかについては大いに疑問である。すなわちチャールズワースによれば、デカンはかねてより農民的所有の優勢な地域であり、農民と中央政府との直接的関係が比較的濃厚で、中間的地主制展開の十分な条件はなかったとされている<sup>18)</sup>。深沢氏は、インド農村には大きく、上級土地所有権を持つ領主が存在する「領主村落」と、そうした領主がおらず、農民が土地の大部分を所有し、国家権力に直属した「農民村落」との二類型があったとし、デカン農村は後者の類型に含まれるとされている<sup>19)</sup>。さらにグーハは、デーシュムクをパルガナ・レベルでの世襲役人層であるとして、次に述べる村役人層と一括して世襲的役職保有者の一群にいれ、両者のあいだに領主および農民としての明確な区別を設けていない<sup>20)</sup>。総じてマムラトダール、デーシュムクとも、政府と農民との比較的濃厚な直接的関係のなかで、政府の代官および在地領主としての二つの機能を互いが制約し合ながら兼ね備えた階層であり、両者のそうした権能は重層化しつつ、後者の方が起源が古いだけ、より在地領主化が進んだ存在であったといえるのではなかろうか。いずれにせよ、従来の研究において、これらの階層の持った権限についてはいまだ十分な解明を見ないようであり、その解明はインド史における「封建社会」の構造把握にとってきわめて重要であると思われる。以上のような機能を持つデーシュムクの果たした地域統合機能は、さしあたり彼らが地稅査定においてマムラトダールと村落代表者＝村長との交渉の仲介者であったことに表されている。すなわちデーシュムクが地域の事情に精通していたことは、

マムラトダールにとって徴税業務の不可欠の助けとなった一方で、村長は重税をデーシュムクをつうじて中央政府に訴えることを慣習としていたからである。

農民の中であって村落共同体を統括する機能を果たしたのが、いわゆる村役人層であり、なにより村長をその代表格とし、続いて村書記（クルカルニー、kulkarni）が有力者として知られていた。村書記は、政府―農民間の出納や村落の収支に関わる帳簿のほか村落のあらゆる帳簿・文書を保存し、そのため村落の実状を知悉し、それにもとづいて強い発言権を持った。村長は、既述のように最も由緒あるジャターの代表者によって世襲的に担われ、その機能は、村落の繁栄に責任を持ちつつ、村落内の諸問題を管理・統制し、あるいは村落を代表して政府と交渉するという、村落自治の代表者としてのそれと、政府の意志を村落に伝えるという政府の代理人としての機能の二側面において捉えることができる。前者の機能のなかには、たとえばウパリーを招き入れて遊休地の開墾・耕作を進めるため、村民と語りながら賃貸の条件を決め、ウパリーを選別するといった機能も含まれていた。また後者の機能は、マラータ地域において村長職が「しばしば政府の認可のもとに、また少なからぬ場合にデリー政府の認可をつうじて保持された」<sup>21)</sup> ことに良く表現されている。そうした機能ではなにより村落全体の地稅徴収に責任を負い、かつ政府との間で取り決めた地稅額を各ジャターに割り振ったことが重要である。こうして村落の運営に強い影響力を持った村役人は、平均的農民より広い土地を保有し、また地稅免除地の保有が認められたほか、村落住民から様々な手当（huk）を徴収することができたのである。

村長はしばしば農民から「唯一の保護者」あるいは「神のように見」られ<sup>22)</sup>、そうした農民の敬意にもとづいて村落内での係争処理に主導的役割を果たした。係争に対しては、まず村長が個人的に解決に当たるのが普通であり、それで解決されない場合は、パンチャーヤト（panchayat）と呼ばれる伝統的な係争処理の場が用意されていた。パンチャーヤトもまた村落自治機能の重要な構成要素にほかならなかった。そこでは明確な組織原則や成文化された手続法なしに、農民の中から選ばれた4―5人の係員が係争者の議論に耳を傾け、証拠を検討したうえで、慣習的に適当と思われる判断を下し、その実行は村長に委ねられた。パンチャーヤトについては、とりわけ審議が遅いことや、裁定の実行性が村長の個人的權威に頼っていること、あるいは裁定がケースによってまちまちであるといった弱点がイギリス人より指摘されていたが、他方でそれは現地社会によく馴染み、住民の信頼を得ていたことも事実であった。ボンベイ知事エルフィンストンは、そうした事情を次のように述べている。「(判事にとって) 係争者を個人的に良く知っていること、それぞれの側の事情に馴染みがあることは、判断を正しいものにするに違いない。判事が住民から選ばれ、住民に広く理解される原則にのみ依拠し、法の持つ不確実性や曖昧さを排除しつつ訴訟の核心を衝いていることは、こうした審理方法の計り知れない利点である。パンチャーヤトはバージ・ラオⅡ世の悪政の後でさえ、住民の信頼を保っている」<sup>23)</sup>。クマールのい

う「係員と係争者との間の價值観の一致」<sup>24)</sup>こそ、パンチャーヤト制度の強みであり、立脚点であった。

最後に、村落共同体の頂点には、デーシャスタ (deshasth) およびチットパーワン (chittpavan) といったブラーマン・カーストが存在した。彼らは「見た目がきれいで、服装が良く、態度に品位がある」<sup>25)</sup>ことで他の階層と違っていたといわれ、占星家 (ジョシ、joshi) や村書記といった村の知識人としての役割を果たすことも多く、またかねてより政治家・軍人・学者などに人材を輩出してきた。彼らは一般に知性や教養において優れていたとされ、伝統的なヒンドゥーイズムの諸価値を自らのうちに体现しつつ、カースト的社会秩序の頂点に位置して、それらの守護者をもって任じている存在であったといえよう。

以上総じて、イギリス支配以前の現地社会は、村落共同体の存続に基礎づけられ、ペーシワール中央政府を頂点とする一連の權威の階梯に加え、ヒンドゥーイズムの諸価値とカースト的社会秩序によって整序された、比較的安定した社会であったといえよう。こうした安定性は、マラータ末期の社会的混乱をつうじて動搖を開始しつつも、イギリス支配によってこそ、一層大きく揺れ動かされていくのである。

### III エルフィンストンの穩健主義的統治

1818年マラータ連合が敗北した時、前年よりデカン特別行政区長官 (Chief Commissioner of the Deccan) として、また翌年からはボンベイ知事として1827年まで統治責任を担ったのが、エルフィンストン (M. Elphinstone, 1779-1859) であった。彼の統治は、クマールによって「穩健主義」なる表現をもって特徴づけられているが、ベンガル管区、マドラス管区に続いて、ここに広大なボンベイ管区を設置しえたイギリスであってみれば、彼らがもはやインド亜大陸の眞の支配者としての自覚を強くし、現地の社会構造を全体として観察しつつ、それを自己の意図する方向へと「改造」していくことに多大な関心を持っていたとしても何ら不思議ではない。さきの「穩健主義」なる表現自体が、すでにイギリス人にとってあるべき社会原理を現地社会に押し付けていく作業の開始を示唆している。以後のイギリスの統治政策を、在来社会の「改造」意図がいかなる方向性や原理を持ち、現地社会とどのように絡み合い、いかに貫徹されていったかという観点から検討することは、疑いなくインド植民地史研究にとって中心的課題である。クマールによれば、エルフィンストンは次のような一連の問題を自らに問いかけながら任務に就いたといわれる。すなわち、どの程度まで旧来の統治制度を残し、それをいかに新しい制度に統合するか、ブラーマンや土地貴族のような支配者階級をどう取り扱い、彼らの特権をどこまで認めるか、村落共同体の自治組織に干渉し、村落内の権力配分を変えることは必要か、そして宗教と



深く結びついたカースト的身分秩序をどうするか、といった問題である<sup>26)</sup>。こうしてイギリス統治は、まさしく在来社会構造の根幹に関わる特質を正面から問題としつつ開始されたのであった。それは当初の「穏健主義」的改革より、やがて当時の本国の支配的思潮であった自由主義・功利主義の影響を受けた一層急進的な改革の試みに移り、改革の「挫折」や「妥協」を多く含みながらも、本質的な点において現地社会に大きな変容をもたらしていくのである。以下では、紙幅の都合もあり、主に地稅制度の改革を中心として検討していきたい。というのも本質的に前近代社会であった当該社会にとって、農業・土地問題とそれに基礎づけられた封建的貢租の取奪システムこそは、自余の社会構造全体を規定する意義を持つからである。

マラータ時代の地稅徴収は、すでに記したように、ペーシューワー政府—mamlatdars—村長—一般農民なる權威の階梯をつうじて行われた。mamlatdarsはペーシューワーにとって信賴の置ける名門家系から選ばれ、任命時において両者の間に村落からの實際の徴稅額についての合意は存在しなかったとされている。またmamlatdarsが任命時にペーシューワーに対して割當稅額の一部を前払いした場合もあったとされ<sup>27)</sup>、mamlatdarsに農民との交渉における相当程度の自由裁量権が与えられていた。これは先述したmamlatdarsの持つ領主権限の一側面であるといえよう。mamlatdarsはただちに村長を召集し、村書記が手書きした村の會計帳簿を見ながら、そこに一括記載された農民の諸負擔の總額から、租稅免除額や村落の運営費等を差引き、残りを徴稅額とした<sup>28)</sup>。すなわちmamlatdars自身が村落の農業・土地所有関係を詳さに調査するのではなく、もっぱら農民から提出される帳簿を鵜呑みにしつつ査定額が決められたのである。こうして一旦村落全体の査定額が決定された後は、主に村長の權威をつうじて各農民家族の負擔が割り振られた。村長は村落の繁栄を念頭に、各家族の負擔額決定に関して強い自由裁量権を持っていたといわれる。たとえば農民が種子や家畜を購入できるように、農民からの約束手形を担保に支払の一部を延期してやったり、あるいは不況時に残額の支払を強制することは耕作に対する障害になるとして、翌年の最初の支払時まで猶予し、それでも納入できなければ免除とするといったことも行われた<sup>29)</sup>。以上のような徴稅システムは、マラータ末期に一定の変容を受ける。すなわち18世紀後半よりマラータ連合は分裂に向かい、内紛が相次ぐとともに、イギリスの介入を許しつつ、長い戦亂の時期に入った。さらに飢饉も頻発し、ペーシューワー政府は厳しい財政難に陥った。宰相バージ・ラオII世は、増稅に努めるとともに、mamlatdarsの職位を廷臣のあいだで年々の競売に付し、その結果落札額は無慈悲に引き上げられ、落札者も徴稅権を再び競売によってさらに下位の請負人に売り渡した。こうした徴稅請負制をつうじて、村落の實状に無知な、ただ徴稅額にのみ関心を持つ請負人が、何の配慮もなく稅を取り立てるようになり、徴稅業務は混亂を極めた。

こうした状況下に統治を開始したエルフィンストンの意図した措置は、さしあたり基本

的に請負制以前の方法に復歸することであった。請負制は廢止され、マムラトダールはイギリス人梟長の統制下に置かれつつも、政府の代官としての權威を回復した。ただし徵稅額の増減に関わる自由裁量權は奪われ、イギリス政府が農民の負擔額を予め把握するようになった<sup>30)</sup>。村長の權威をつうじた村落一括査定は繼續され、査定額は確認しうる限りで以前のレートにもとづかされ、さらに多くの臨時稅が廢止された。ところでエルフィンストンのデカン統治に対する基本的姿勢は、「彼は生涯旧い流儀のホイッグにとどまり、最高の政治道徳は穩健主義にあると信じていた」<sup>31)</sup> というクマールの言葉によって総括される。彼は決してヒンズーイズムの諸價值を積極的に評価したわけではなく、旧い社会的枠組みを廢止し、新しい價值觀や新しい社会・政治制度を普及させていく必要性を認めていた。しかしながら他面で、伝統を一夜にして覆そうとするのはただ社会的混亂をもたらすだけであり、進歩と安定とのあいだの良好なバランスを維持することこそが改革者の仕事であると考えていた。従って、彼の地稅政策も決して単なる旧態への復歸ではありえず、以下に述べるような重大な修正が含まれていたのである。とはいえ結果的にそれは事態を正常化することはできなかった。その理由として挙げられるのは、第一に査定が過重であったこと、第二にイギリス支配の開始にともなう社会的混亂をつうじて經濟活動の沈滯が広がり、物価が下落し、そのため過重査定の重みが一段と増したことである。

まず過重査定については、チョクシーによれば、新政府の査定額は「マラータの最良の統治時代における耕作状況や歳入額を参考にして決定され」、しかもかつては耕地面積の減少に比例して査定額の控除が行われ、またしばしばそれ以上の減免がなされていたにもかかわらず、英人徵稅官はそうした慣習を踏襲せず、一旦決められた査定額の厳格な徵收に邁進したとされる<sup>32)</sup>。グーハは、記録に残された最高の査定額 (kamal assessment) にもとづいた大規模な増稅こそが初期イギリス統治の特徴であったと述べている<sup>33)</sup>。こうした記録を鵜呑みにした硬直的な対応は、一つには、徵稅は何かしら明確な原理、あるいは厳格な法的契約性にもとづいて行うのが望ましく、徵稅役人の時宜に応じた自由裁量は制限すべきであるというエルフィンストンの西洋流というべき基本方針から生み出されていた。こうした方針を内包することによって、彼の地稅政策は決して単なる旧態への復歸とはならなかったのである。

それに加えて、イギリス支配の開始はいくつかの点で現地の經濟活動にマイナスに作用し、そのため現地經濟は沈滯し、物価が大きく下落した。第一は、イギリス産綿布の大量流入によって在来の手工業的綿織物生産の衰退がもたらされたことである。1835年の本国下院での証言は次のように述べている。「デカンの4つの地域 (province) では最も低質な品物を除いては、販売用の綿布はほとんど作られていない。高級品は、藩王国領から来るか、さもなければヨーロッパ産である」<sup>34)</sup>。第二に、従来の支配者階級たる宮廷関係者やインド人高級役人の消費に向けた奢侈品生産が沈滯したことである。彼らに代わって支配

者となったイギリス人役人はもはやそれらの商品を需要しなかったばかりか、今やインド人でさえ輸入品を好むようになりつつあった。こうした不況状態のもとで、過重査定は農民に農産物の急迫販売を強制し、そのため一層の価格低下を招き、査定の重みがそれだけ増すという悪循環が生じ、農村の疲弊が強まった。グーハは、イギリス支配が始まって数年のうちに当地は農業不況に陥り、物価は破滅的に低落し、それはようやく1850年代に至って回復を見ると述べ<sup>35)</sup>、またチョコシーのいうところでは、「貧困が昂じ、最初の20年のうちに大量の土地が遊休止、数多い村落が放棄され、物価の低落、失業、過重な徴税、生産の減退、負債の増加<sup>36)</sup>」が起こったのである。

こうした困難を解決すべき明確な地稅政策は、総じてエルフィンストン在任中において打ち出されなかったのであるが、彼のもとで徴税活動に当たったイギリス人役人のあいだには独自の試みを展開する者もあり、イギリス人役人相互で活発な論争が行われた。そしてすでにそこにはいくつかの潮流が現れていた。第一の立場は、農業生産の発展を企図しつつ、在来の査定方法に根本的な変革を加えようとする立場であり、第二のそれは、在来の方法をそのまま踏襲すべきとする立場、さらに第三の立場として両者を併せた折衷的な立場があった。たとえば、第一の立場の例としてカーンデーシュ (Khandeish) 県の県長であったブリッグス (J. Briggs) を挙げることができよう。彼は当初村長をつうじた一括査定を行い、同時に不作のため減免を余儀なくされたが、その際一括査定であるゆえ減免額が一般農民にどのように配分されたかが不明であることに強い不満を持った。すでにエルフィンストンもまた、村長や有力農民が自己に有利なように査定額の配分を行っているのではないかと疑念を表明していた。村書記が作成した帳簿がきわめて不十分であること知ったブリッグスは、自ら調査を行いつつ、各農民の負担額決定に直接干渉する試みを行った。すなわち、従来の慣習的レート (rivaj rate) においては、土地の種類によって、実際の栽培量の一定割合を地稅とする査定と土地の生産性にもとづく査定との二つの方法が並存していたが、彼は前者の方法では利潤が国家に吸収され、高収益を上げるような作物を栽培する動機が失われるとして、後者への統一を計るとともに、後者についても土地の階層区分の数を大幅に減らした<sup>37)</sup>。彼の試みのなかには、村落一括査定を廃止して政府が個別農民とのあいだの直接的査定を行うこと、および個別農民の自立性を高め、かつ彼らの自由裁量権を拡大することによって、彼らの経営努力を引き出そうとする意図が含まれていたことが分かる。こうした方向性は、後にプリングルやゴールズミッド、ウィンゲートらによる紆余曲折に満ちた取り組みのなかで現実化されていくことになる。その一方でボンベイ政府の高官のなかには従来の方法に手を触れるべきでないと主張する者もいた。たとえばモア (G. More) は、政府の実態調査をつうじて農民の負担が突然変更されることによる混乱を懸念し、また農民の耕作の結果は年々異なっているため、固定的な査定基準を設けることは妥当ではないと主張した<sup>38)</sup>。ここには、農民経済をあるべき姿

に変えていくことではなく、もっぱら徵稅額の確保に関心を集中している様子が見て取れる。また政府による実態調査は農民の権利や特權についての「詮索的な干渉」であり、政府にはそうした道德的權威はないといった極論を展開したワーデン (F. Warden<sup>39)</sup>、あるいは「われわれが村落社会の諸制度を検討した場合、村落共同体の負担は元來平等に分配されていたと信ずるあらゆる根拠がある」<sup>40)</sup>として従來のあり方に信頼を寄せたロバートソン (H. D. Robertson) のような者もいた。とはいえ、ロバートソンの主張にもかかわらず、ここからはむしろイギリス人役人が未だ現地の事情を十分掌握できず、真の確信を伴った改革を実行し得ないという状況を窺うことができるように思われる。一方、エルフィンストンのボンベイ知事就任後デカン特別行政区長官を引き継いだチャップリン (W. Chaplin) は、ブリッグスの措置を批判しつつ、査定を土地生産性にもとづかせることはごく普通のことだとしながらも、彼の方法では農民の負担増加につながるケースもあるなど、必ずしも合理的な原則が打ち立てられていないこと、そしてとりわけ村民の協力なしには徵稅は実行できないゆえに、従來の慣行や村落の慣習を無視することは誤りであるという評価を下し、結局エルフィンストンの方策を踏襲したであった<sup>41)</sup>。彼の立場は、あるべき原則を立てることの意義に同意しつつも、同時に現実的諸条件を重視し、両者の兼ね合いに配慮したものであったといえよう。こうして「県長から受け取る相互に対立し合う見解のために、エルフィンストンは明確な地稅政策を打ち出すことができなかつた」<sup>42)</sup>という状況に、デカン統治開始後しばらくのイギリスの地稅政策の現実があったということができる。

最後にエルフィンストンによる司法改革に触れておきたい。ここでもまた彼の「穩健主義」の現れを見ることができる。彼は一方で西洋流とりわけベンサム流の厳格な法治主義の持つ「合理性」や「効率性」を信奉し、在來の司法制度の弱点を厳しく批判していた。すなわち統治の効率性を確保するためには、多種多様な職務に課せられた義務や責任を明確化せねばならず、そのためには従來の司法制度の枠組みとなってきた宗教的戒律あるいは慣習的準則を単純で包括的な法典に整序せねばならないと考えていた。これまでの法的原則は多くの矛盾や不正確さを含み、決して包括的で首尾一貫したものではないと考えられたのである。とはいえ他方でエルフィンストンは、「外国人は不十分にしか知らない国に対して法典を作る際には十分注意深くなければならない」<sup>43)</sup>と自戒しつつ、現地社会においてこれまでヒンドゥーイズムとカースト制度とが社会的統合機能を果たし、ある種の社会的安定と秩序を生み出してきたことを評価する。従って全く新しい法典を独自に作成することは、既存の制度に慣れ親しんでいる住民のあいだに社会的混乱を引き起こす危険性があり、また当地では法規は宗教や慣習と密接不可分に織り混じっているため、そうした試みは不可能であるとして、「法律学の一般的根拠にもとづいて、ヒンドゥーの法律書や伝統が相矛盾しているところを解決していくことをつうじて、既存の成文法や伝統の諸

断片から完全で一貫した法典を編纂すること<sup>44)</sup>を妥当な方策とした。さらに制度面では、成文法にもとづく法治主義を末端まで徹底させるのではなく、些細で身近かな係争については、農民が慣れ親しんでいるパンチャーヤト制度を維持しつつ、それに任せることを主張した。村長を神のように尊敬し、唯一の保護者とする農民にとって、パンチャーヤトの廃止は大きな苦痛となるであろうゆえに、農民保護の観点からもその維持を主張したのである。そして法治主義の実行は、主に、パンチャーヤトに対する上級裁判所として西洋流の法原則にもとづいた裁判所を設置することによって計られた。エルフィンストンは、安価で効率的な司法行政は、下級審への権力委譲と上級審の監督権の確立によってもたらされるとするベンサム<sup>45)</sup>の主張にならい、3段階の裁判所システムを創出した。すなわち管区全体の最高裁判所としての Sadar Adawlat、地方裁判所である Zilla Court、さらにその下部に現地人判事が管掌し現地人が関係する500ルピー以下の訴訟のみを審査する Native Commissioners of Justice を設置した。以上のような内容を含んだ司法改革は、1827年のいわゆる「エルフィンストン法典」として結実することになるが、それが穩健主義を基調としたものであったとしても、一旦法治主義の原則が導入されたことの現地社会に与えた影響はきわめて大きく、1875年のデカン農民暴動に見られるような強い社会的緊張を生み出していく一つの背景となっていくのである。

#### Ⅳ 功利主義的地税制度改革

##### (1) プリングルによる地税制度改革

上述のような地税制度をめぐる試行錯誤ともいべき状況のなかで、一つの明確な方向性を有しつつ、「現地人にとってもヨーロッパ人にとっても全く新しい方法<sup>45)</sup>」を提起し、以後の制度改革に多大な影響を与えたのが、プリングル (R. K. Pringle, 1802-1897) の取り組み (とその挫折) であった。当該地域における地税改革は、後に見るように、1840年代にいたってゴールズミッドおよびウィンゲートによって基本原理がほぼ確定され、以後かなりの年数をかけてその普及が計られるが、それはいわばプリングルの方策の弱点や行き過ぎを是正し、より現実に適応可能な形態に改変したものにはかならなかった。プリングルの方策は、当時のイギリス本国における支配的思潮というべき個人主義・功利主義思想の影響を受け、エルフィンストンの「穩健主義」を超えて、イギリス人が慣れ親しんだ社会原理を一層強く前面に押し出しつつ、現地社会の根本的変革を志向するものであった。すなわちデカン統治は、初期の「穩健主義」の時代より、ベンサム (J. Bentham) やジェームス・ミル (James Mill) らの功利主義者の影響下に一層ラディカルな改革の時期へと移っていくことになるのである。

プリングルの方策はより具体的には、さしあたり次の二点を特徴としていた。第一に、

さきに見たブリッグスの方向性を首尾一貫させつつ、現地住民に大きな裁量権を認めた村落一括査定および納稅の共同責任制を取りやめ、イギリス政府が個別農民の査定額を決定し、彼らから直接徴収する、いわゆるライーヤトワリー制度 (ryotwari settlement、個別農民査定制度) を提起したこと、第二に、その際後述するように、リカード (D. Ricardo) の地代論に依拠して、細部に亘る農民經濟の分析をつうじてもっぱら土壤の相違 (土地の肥沃度の相違) に準拠した理論的な地代範疇を確立しようとしたことである。プリングルは、産業革命が急展開し、重商主義思想から自由主義思想へと支配的思潮が移り変わるなか、本国におけるインド勤務吏員の教育機関であるヘイリベリ・カレッジ (Hailybury College) で、校長マルサス (T. R. Malthus) のもとリカードの『經濟学および課稅の原理』を始めとする古典派經濟学を学び、そこに含まれた個人主義原理と經濟学的法則認識に対する確信を育んだといわれる。ストークスによれば、彼は「ヘイリベリでのマルサスの最良の弟子のひとりであり、政治經濟学の課目で賞をとった抜きん出た存在」<sup>46)</sup>であった。その後インドにおいて彼はプーナ県の副県長 (assistant collector) として実際の地稅査定に携わっていた。以上の関連において、彼の地稅制度改革の思想的背景として次の二点を指摘しうるであろう。第一に、社会發展の原動力を諸個人の自由な自発性の發揮に求める功利主義的発想と、私利を求めて活動する自由な諸個人が織りなす交換の網の目をつうじて社会的需要が予定調和的に満たされるとする古典派經濟学のアトミックな社会観とに共通する個人主義的原理である。第二に、価値論の深みにまで立ち帰りながら社会的生産と分配の法則を体系的に析出する經濟学理論に対する深い確信である。前者の観点からすれば、インド社会の共同体的編成、すなわち農民の緊密な相互依存的関係やそれにもとづく地稅納入の連帯責任制は、個別農民の自発性の發揮を抑制する、社会發展の障害物と見なされることになる。また村落一括査定が、村長や有力農民の影響力をつうじて一般農民に不利な査定に結果し、農民間の平等な競争条件が失われているのではないかという疑念もまた消すことができなかった。さらに後者の観点からは、理論的合理性が明示された政策は、極論すれば現地社会の構造のいかんにかかわらず、あくまでそれを厳格に施行していくことが肝要であるとする政策態度が生まれることになる。こうして、これまでジャターやデーシュムク、村長が徴稅に果たしてきた役割を破棄し、それに代わって小作人としての個別農民と最高地主としての国家との直接的で法的合理性に裏付けられた関係の構築が目指されたのである。

以上の基本方針にもとづいて、査定額の決定は、慣習や便宜ではなく、あくまで經濟理論的に算出されることになった。その決定に当たっては、既述のようにリカードの差額地代論が根拠となった。すなわちそれによれば、地代とは土地の肥沃度の相違の結果として地主に帰属する不勞所得であり、これに対して利潤と賃金とが正当に耕作者に与えられねばならない。このように地代が規定されることによって、耕作者の自由で平等な競争条件

が保証されることになる。インドでは太古以来査定は、おおむね総生産物の一定割合をもって地代としてきたが (gross produce assessment)、それは農民ごとに異なった土地の肥沃度に正確に対応するものではなく、その意味で「個々人にとって平等でもないし、個人の状況に従って変化するものでもない」<sup>47)</sup>。従って、土地の豊度を正確に区分し、それぞれの等級における平均的生産物価値と平均的耕作費用とを計算し、前者から後者を差し引いた純生産物 (net produce) の算出をもって、担税能力の正当な基準とせねばならない。こうした考えをプリングルは次のように表現している。「あらゆる費用を差し引いた後に、土地の総生産物から残る剰余が地稅支払能力の正しい基準である。しかし、土壤の相違によって剰余の総生産物に対する割合は異なる。総生産物に比例させたいかなる租稅も不公平にならざるをえない。こうした不公平は生産を抑制する傾向を持つ。私は常に次のように考えてきた。すなわち純生産物が唯一の課稅基準であり、査定がそれに準拠されるに従って課稅地域の一般的富裕と繁榮がもたらされるがゆえに、それは作業の基礎として厳密に承認されねばならない」<sup>48)</sup>。

実際の査定手順は以下のものである。(1) 個別農民の保有地の計測、(2) 土壤の相違にもとづく耕地の階層区分 (プリングルは9つの区分を設定した)、(3) 各階層の面積当たり平均的生産物価値と平均的耕作費用および前者から後者を差し引いた純生産物の価値の算出、(4) 純生産物の価値の55%をもって地稅額と定める。いうまでもなく、どのようにして平均的生産物価値と平均的耕作費用を算出するかは、それ自体きわめて大きな問題である。理論的に厳密であればあるほど査定の妥当性が大きいと考えるプリングルであってみれば、その作業はほとんど実行不可能と思われるほど煩雜なものとならざるをえなかった。すなわち、まず平均値の測定に当たっては、すべての村落について同年同月の生産物を同じ重量および面積単位を用いて計測せねばならない。生産物価値の算出は、9種類の土壤に関するビガ (biga=2/3 エーカー) 当たり平均総生産物量を計測し、それを貨幣換算することによって求められた。またいっそう煩雜なのが耕作費用の算出であって、たとえば役畜の利用に関しては次の要素が計算に含められた。(1) 異なった土壤・面積ごとに必要な家畜頭数、(2) 役畜の日々の仕事量、(3) 家畜の購入費・購入費にかかる利子・飼料価格・生存年数等を考慮しつつ算定された単位面積当たりの年間維持費。次に人間労働力のコストについては、一定量の土地の耕作に必要な人手の数、および雇用労働を使用する際にはその賃金が計算に入れられた。それ以外にも、食費・肥料代・農器具代・職人への手当・喜捨やお布施への出費 (!) など農作業の前提条件となるあらゆる費用、および前貸しを受けた際に提供する担保価値までが耕作費用に関わって算定された。彼は以上の計算を行ったうえで、純生産物のうちどれだけの割合が地稅額とされたかを過去の徴稅実績にさかのぼって検討し、同じ等級に位置する村落を相互比較しながら、査定の基準となるレート (先述の55%) を析出した<sup>49)</sup>。ここでリカードの理論を厳格に実行するなら、純生産物

そのものが地稅額となるはずであるが、プリングルは耕作者に一定の恩恵を与え、農業改良投資を促すために、その55%を地稅額としたのであった。こうした微に入り細に入った査定手順をプリングルが書き記した説明書（Kaifaits）は、長さ30ヤード（27メートル）にもなったといわれる<sup>50)</sup>。

以上に示されたプリングルの方策は、ボンベイ政府内で現地社会の変革に慎重な立場を採る人々から批判を受けたのであるが、エルフィンストンは保守的潮流に同感するところを持ちつつも、プリングルの分析の素晴らしさや大胆で明晰な方策に心動かされる面も多々あり、また東インド会社本社からの通信にも、とみにスミスやリカードらの「政治経済学 Political Economy」に閑説するものが増えていくのを見て、ついにプリングルを「デカン租稅査定監督官 Superintendent of the Revenue Survey and Assessment of the Deccan」に任命したのである<sup>51)</sup>。こうして1825年よりプーナ県インダプール郡を嚆矢として彼の地稅制度改革が実施されていくことになり、しばらくのあいだ、「ボンベイでは時代に關する純粹理論から引き出された査定に対してきわめて大きな信賴が寄せられた」<sup>52)</sup>のである。

しかしながら、プリングルの方策は結局挫折に終り、1830年代末には純生産物の概念は顧みられなくなってしまふ。彼の試みが挫折に終わったという評価については、論者によって異論はないように思われる。挫折の中身とは、さしあたりその方策が、査定額に比べ実際の徴収額をきわめて低い水準にとどめ、また農民の隣接領への逃散を引き起こして村落經濟を衰退させ、結局エルフィンストン時代の混乱を立て直すことができなかつたことにある。1830年プーナ県の副県長はボンベイ政府に次のような趣旨の報告を行っている。すなわち、1829年にインダプール郡の査定額は58,702ルピーであり、実際の徴収額は42,299ルピーであったが、プリングルは1830年に当地を91,569ルピーと査定したものの、新査定導入後非常に多くの農民がインダプールから逃散したので、最も楽観的に推測した場合でさえ徴稅額は16,410ルピーにとどまると見なされている<sup>53)</sup>。と。また1839年ショラプールより8マイルのウーリ村を訪れた英人徴稅官は当村の衰退について次のように書き送っている。「7年前には当地が繁榮していたことを私は良く憶えている。二軒の商店があり、見渡す限り人が住んでいた。今や村はほとんど荒れ果ている。店は壊され、樹木は消え去り、壁は倒れている。4,000エーカーの耕地のうち2,475エーカーが荒地となった。徴稅額は1,066ルピーから618ルピーに減少した。……村民のなかには隣の村で耕作している者もいる。過重に査定され、誤って階層分けされた村落はすべて多かれ少なかれ似たような荒廢と慘状のもとにある」<sup>54)</sup>。

こうした挫折の原因については、論者によっていくつかの論点が出されている。まず上に見た諸報告からは、プリングルの査定がエルフィンストン時代に現れた過重査定の問題を必ずしも解決するものでなかつたことが示唆されている。過重査定を挫折の原因として



指摘する論者は多い。チョコシーは多くの地域で査定水準は上昇し、プーナ県では5つの郡のうち3県で13%から77%までの査定引き上げがなされたとしている<sup>55)</sup>。すでに詳述したように、プリングルの方策においても過去の徴税実績を参考に査定額を決定するプロセスが含まれており、そこではエルフィンストーン時代の旧弊ーマラータの繁栄期の徴税記録に記載された額を鵜呑みにするやり方が改められることなく踏襲され、依然として当地が不況状態にあるなかで、過重査定に結果したのであった。それは、当のプリングルでさえ<sup>56)</sup> 実際の考慮においては当初の課税率が高すぎたことを認めているほどであった。

続いてクマールは、『純生産物』の算出は大変困難で、多くの場合査定の誤りは役人の不正よりも純粋な算出のエラーから生じた<sup>57)</sup>』と述べ、プリングルの作成した査定システムの複雑さ・煩雑さを挫折の原因として指摘している。彼によると、さきのウーリ村の惨状はこうした査定の誤りよりもたらされたのであった。同様の指摘はストークスによっても行われている。すなわち「失敗の原因の多くは、疑いなく、人数・訓練において全く不足している統治官僚の助けのもとに、きわめて複雑で煩鎖な業務を実行しようとしたことにあった<sup>58)</sup>」。

次にクマールのインダプール郡における事態の変化に関する叙述によれば、プリングルの査定はミラースダールのそれを軽減し、ウパリーのそれを増徴するものであった。たとえば、マウゼ・コウリー村では新査定前後で、前者への課税額が2,152ルピーから1,815ルピーへと16%減少したのに対し、後者への課税額は1,152ルピーから1,343ルピーへと17%上昇した。こうした査定変更は、数多くのウパリーの隣接領への逃散を生み、地稅徴収を困難ならしめた<sup>59)</sup>。この変更をもたらした要因の一つとして、プリングルがウパリーに低地代を与えて村落の耕地拡大を促すという慣行を好まなかったことがある。ウパリーを特別扱いすることは、彼らによる不効率な耕作の温存につながり、それは個人間の自由競争関係の徹底をつうじた社会発展というプリングルの基本原理とは相入れないものであった。彼の表現によれば、それは「イギリスの救貧法と同様に、富者を貧しくさせ、貧者を富ますことによって、結局すべての者を被救恤民にしてしまう<sup>60)</sup>」方策に他ならない。こうした表現のなかに、本国における1834年の救貧法改正前夜において、彼がいかに当時のイギリスの支配的思潮に強く影響されていたかの証左を見ることができよう。また上の査定額変更をもたらした別の原因は、有力農民＝ミラースダールが買取等をつうじて現地人査定役人と頻繁に共謀し、偽りの査定を行なわしめたことにあるとされる。クマールの示すところでは、たとえば徴税役人ショートリード (R. Shortrede) の報告によれば、インダプール郡の村書記は750エーカーの優良黒土地 (superior black soil) を保有しているはずであるのに、公的帳簿にはわずか23エーカーしか分類されず、かつすべての分類を含めても合計で628エーカーしか保有していないことになっていた<sup>61)</sup>。あるいはゴーパル・パント (Gopal Punt) なる現地人役人は、ハダブサール村の有力農民から500ルピーを受取

り、代わりに査定額を切り下げるとともに、権利関係があいまいな土地についても彼らの所有地として公認してやったという事例も報告されている<sup>62)</sup>。現地人役人による恣意的取扱い、無力な貧農には逆に厳しい査定に結びつくこともあった。ここで重要なのは、ミラースダールと現地人役人との共謀による不正の頻発が、個別農民査定の実施によって促されたことである。以前の村落一括査定・地稅納入の共同責任制のもとにおいては、ウパリーが村を離れるとそれだけミラースダールの負担が増えることになったが、個別農民査定では彼らにはもはやそうした補填義務はなく、個々のミラースダールに対する査定額が低ければ低くだけ彼らの負担が軽くなる。それゆえ彼らは現地人役人を買収してまでも自身の査定額の切り下げに精を出すことになったのである。こうした経過において、ウパリーが逃亡したこと、政府の査定額が未達成に終わったこと、そして不正の頻発という社会的混乱が生じたことは、確かにプリングルの方策の「挫折」を意味するであろうが、反面上のようなミラースダールの「個人的努力」によって彼らの状況が改善されたとすれば、それは、皮肉なことながら、むしろ彼の目的に沿うものであったのではなかろうか。その意味では、彼の査定の問題点は、そうした混乱を生まないような査定水準を設定することであり、またそれをスムーズに実行しうるよう徴稅役人を統制することにあつたというべきであろう。

最後にマカルピンによる挫折の原因に関する総括的叙述を示しておきたい。「プリングルの査定の失敗の究極の原因は情報の欠如である。そのために彼は純生産物をひどく過大に見積り、課稅水準を高く設定し過ぎたのである。それとともにスタッフが非常に少なかったため、現地人役人の職務遂行における公正さを確保することができず、それゆえ査定の結果は、査定役人の知人には甘いものに、賄賂を贈らなかつた者には厳しいものとなつた<sup>63)</sup>」。すなわちさしあたりここから読み取れる挫折の原因は、情報の不足、過重査定、現地人役人の掌握の失敗である。

以上の諸点が従来の研究において指摘されてきたプリングルの査定の挫折要因であるが、これまでのところ、彼の試みの意義に関してとりわけ経済学的観点より検討した研究に乏しいように思われるので、以下ではわたくしなりに、プリングルの査定に関わる理論的問題を若干検討しておきたい。その際の問題の中心は、経済学的観点よりする、彼の方策に含まれた在来社会「改造」の方向性いかんである。さしあたり問題とすべきは、プリングルが理論的根拠としたリカードの地代論が前提しているのは、本国イギリスのような、資本一賃労働関係が社会の全面を被った発達した資本主義社会であり、したがって農業においてはいわゆる農業の三分割制 (tripartite division of agriculture) が前提され、いうまでもなくそうした構造は当時のインドには存在していなかつたことである。資本制社会においては、土地所有者は利潤率をめぐる産業資本の相互の競争の結果として地代を受け取り、地代額は土地所有者が随意に規定しうるものではない。資本制地代としての差額地代

は、土地の有限性を条件として、資本が等しく一般的利潤率を獲得したうえで優等地に生じる超過利潤が地代に転化したものであり、土地所有者は、工業部門と農業部門とのあいだの資本の有機的構成の相違にもとづく部門剰余価値量の差異を限度とする絶対地代をそれに上乗せして受け取る。また農業生産力の発展やそれをも反映した農産物をめぐる需給関係などの地代率を規定する諸要因は、常に変化する可能性を持つが、それらの変化が平均利潤法則をつうじて自然発生的に調節され、時々適当な地代率が指示される。従って資本制生産を前提するならば、プリングルのようにまず政府の権力によって地代額を固定した上で耕作者に均等な利潤を保証しようとする発想自体が転倒したものというべきである。これに対して封建制のもとにおいては、地代水準は土地所有者のイニシアティブによって決定され、封建地代が剰余生産物の正常的形態となる。従ってプリングルの発想そのものが、すでに彼の作業が封建地代の査定にほかならないことを物語っている。その場合、封建社会が従来どおり存続していくことを前提すれば、地代は、基本的には、小経営農民より全剰余生産物を収奪する水準に決まる。もし地代水準がそれ以下に定まった場合、まず事態が封建社会の解体の趨勢にあるとすれば、それは農民の手に「胚芽の利潤」を蓄積させ、農民的土地所有と領主的土地所有との矛盾が激化するとともに、経営構造を進化させる富農と土地から遊離する傾向にある貧農もしくは賃労働者への農民層の分解が引き起こされていくことになる。他方封建社会が存続するとすれば、農民の手に蓄積された富は単に個人的に消費されるか、あるいは多くの事例が物語るように、封建地代取得を目的とした土地購入に向かい、いわゆる中間的領主的土地所有を形成するが、結局重層的な収奪を合計した地代水準は、さきの全剰余生産物に等しくなる。もちろん封建地代水準が低下して農民の手に剰余生産物が残ること自体が、封建制を弛緩させ、やがてその解体を開始させる一つの契機になることはいうまでもない。イギリスの政治支配を通じた「地税」の徴収とは、いうまでもなく、身分制的・重層的土地所有における領主的土地所有権の掌握にもとづく小経営農民からの封建的収奪にほかならないから、なにより問題は、政府の査定額が小農民の剰余生産物との量的関係においていかなる割合を占めたかということではなければならない。リカード的地代範疇を成立させる客観条件がないのであるから、プリングルがそれを持ち込もうとしたことではなく、むしろその結果としていかなる水準の封建地代が設定されたかが問題なのである。そのうえで査定水準のもつ社会的意義は、当該時期に封建社会の解体の条件が存在していたかどうかという事実の問題に照らして検討されねばならないであろう。

第二に、そうした問題を考えるうえでも、当時の農民経済の分析をすべて貨幣換算をつうじて行うことの妥当性が検討されねばならない。小農民の生産物は相当部分が自家消費され、また農具等の生産手段も自作されることが多い。それゆえ小農民の支配的存在をつうじて商品経済関係が限定されている社会状況において、商品化されない部分を貨幣換算

することはきわめて困難であり、どのように換算したところで、それは農民の生活実態を正確に反映しているとはかぎらないであろう。プリングルが独自に算出した農民の「利潤」や「労働コスト」などの様々な貨幣額は、決して額面どおりに受け取ることはできない。以上の二つの理由により、プリングルの標榜する査定原理の前提条件と社会的実態とのあいだには大きな乖離があり、査定過程をつうじて少なからぬ混乱が生じたのは当然といえよう。

続いて、査定水準をもっぱら土地の肥沃度に準拠させるという方針をどう理解したら良いのであろうか。封建制社会において一般に地代が生産物量の一定割合として現れるのは、既述のように、農民の全余剰生産物の収奪が目的とされることにもとづいている。土地の肥沃度の相違は他の経営条件を捨象すれば、異なった生産物量を生むから、その意味ではそもそも査定の一要素をなしてきたといえる。農民の生産物量は、土地の肥沃度をはじめ、農具や施肥、灌漑設備、排水設備といった技術設備、あるいは農民の経営意欲など様々な要因が組合わさって規定される。プリングルの基本方針は、個別農民の経営の自由裁量権を拡大し、彼らの経営努力を引き出すことによって、農業改良を計ることにあったのであるから、確かに、査定を土地の自然条件というだけ一つの要因、それも人為的努力によってはその差異を解消できない要因にのみもとづかせることは、他のそれが可能な要因と査定基準との関わりをなくすことによって、それらの改良に関する人為的努力を従来以上に引き出すことになるであろう。その意味では、査定基準の変更は彼の目的に沿うものであった。しかしながら、ここで問題となるのは地代の水準である。封建制のもとにおいても生産力の上昇は生じ、その際土地所有者が地代率の引き上げ（rack rent）によって事態に対処することはごく一般に行われてきた。むしろ地代率を引き上げうるのであれば、農民のあいだでの農業改良は封建領主にとって望ましいものでさえある。とはいえ地代率引き上げによってふたたび全余剰生産物が収奪されるとすれば、封建的諸関係はなんら動揺することはなく、同時に飛躍的な農業改良は望めないであろう。従ってプリングルによる査定基準の変更はそれ自体としては農業改良の線に沿ったものであるとしても、同時に地代水準いかんによってはその意義が失われることもあるといえよう。

最後に村落一括査定と地稅納入の共同責任制に代えて、個別農民査定を実施したことはどうであろうか。この方策こそは、上に述べたプリングルの意図を最も良く体現するものであり、同時に既存の社会秩序に対してきわめて重大な轉換を迫る政策として、およそ彼の制度改革における最大の特徴をなすものといわねばならない。それは、明らかに、封建的社会構造の重要な支柱であるいわゆる共同体規制を弛緩させる作用を持つ。とはいえ、この場合もさきの要因と同様、イギリス支配そのものが封建的支配であるならば、その権能の發揮としての地代徴収の水準いかんが問題となるであろう。

以上総じて、わたくしの考えによれば、プリングルによる地稅制度改革は、とりわけ個

別農民査定の実施によって、また査定基準を土地の肥沃度に一本化しようとしたことによって、在来の共同体的編成を弛緩させ、あらたに農民のあいだに個人主義的原理が生まれる条件を創出し、それを原動力とする農業発展をもたらしうる可能性と方向性を持ったものであった。とはいえ、彼の提起した査定原理と現実的諸条件との大きすぎる乖離は、決して査定作業をスムーズには運ばせなかった。またリカード地代論の適用の問題については、むしろその結果として農民の剰余生産物との関係においていかなる地代水準が設定されたかが重要である。従来の諸研究が指摘するように、それが多くの農民の逃亡を引き起こすような過重な査定に終始したのであれば、それによってプリングルの農業改良の企図は強く損なわれねばならなかったといえよう。事実、次に検討するゴールズミッドおよびウィンゲートの地税制度改革においては、その点に大きな改良が見られるのである。

## (2) ゴールズミッドおよびウィンゲートによる地税制度改革

周知のように、ボンベイ管区全体の地税査定制度は、1830年代後半以降のゴールズミッド(H. E. Goldsmid, 1812-1855) およびウィンゲート(G. Wingate, 1812-1879)を中心とする取り組みによってその基本原理が確定され、以後それにもとづいて、グジャラートやコンカンおよび南マラータを含めた管区全体の地税制度の改定が行われていく。「ボンベイ査定方式 Bombay Survey and Settlement」は、マドラス管区の制度とともに「ライヤーヤトワリー制」の一部をなし、ベンガルの「ザミーンダーリ制」、北西州の「マハールワリ制」と並んでイギリスが生み出した三つの主要な地税制度形態の一つに含まれる。ゴールズミッドは1835年に徴税委員補佐(Assistant to the Revenue Commissioner)に任命され、技師出身のウィンゲートに助けられながら、プリングル同様、プーナ県のインダプール郡より地税制度改革に着手した。すでに述べたように、その査定制度は、プリングルの試みの基本精神を受け継ぎながら、在来の制度との「妥協」を混じえつつ、それを現実により適応可能な形態に改変し、地税徴収の確保を計ったものであった。その特徴は、さしあたり、(1) 個別農民査定制度の実施、(2) 純生産物概念のような理論から一方的に演繹される査定基準を放棄し、過去の査定額を参考にプラグマティックな査定を行ったこと、(3) プリングルに比べて査定水準を大きく軽減したこと、(4) 一旦査定した地税額を30年間固定したこと、にあるといえる。ゴールズミッドおよびウィンゲートもまたプリングルと同じく、個別農民の自立性を高めることによって、彼らの経営努力を引き出し、当地の農業発展を計るという基本方針を持っていた。彼らが個別農民査定制度を踏襲したのは、こうした方針を体現したものである。1850年の両者の覚書には、それがインドの久しい停滞を打破する役割を果たすことへの大きな期待が述べられている。「ボンベイの査定方式のもとで土地保有者の(地税納入)責任を彼自身の所有地に限定することによって、自由かつ自立的に思考し行動する習慣が育まれていくに違いない。そうした習慣はインドの農

村民のあいだには甚だ欠けているものである。彼らは長年にわたる専制支配によって奴隷のような卑屈さや無気力の状態に置かれてきたのである」<sup>64)</sup>。また1848年のゴールズミッドの書簡には個別農民間の競争を積極的に奨励する文面が見える。「(私の方策が)非常に貧しい農民に損失を生じさせる傾向を持つといわれれば、……私はそれより良いことはないと答えるでしょう。そこで予想される歳入の目減りは、そうした貧者から占有権を取り上げ、土地をしっかりと農民の手に渡すことによる利益によって補われて余りあるでしょう」<sup>65)</sup>。あるいは同様の趣旨であるが、「ある者から別の者へと土地を移転させるうえでの最大限の便宜を与えること(が必要である)。そうすることによって、農民が貧困に陥り、土地を適当に耕すことができないことによって、村落の生産可能な富を失わせる場合には、土地はより有能な者の利用に移されることになるであろう。インドの慣習および在来の地稅制度は、こうした移転に逆らうものであり、従って上の趣旨の方策(個別農民査定制度——引用者)をとることがそれだけ一層必要なのである」<sup>66)</sup>。マカルピンの表現を借りれば、彼らは「国家の稅收だけでなく、耕作者に投資と増産への刺激を与えるような査定レートを生み出すことに専心したのである」<sup>67)</sup>。また個別農民間の自由な競争を促す条件として、イギリス政府による上級土地所有の制約下であるが、農民の土地保有権の強化が計られた。すなわち「政府への地稅納入を怠った場合を除き、恒久的で自由に処分しうる土地所有権を承認された」<sup>68)</sup>のである。

続いて具体的な査定手続きについて検討しよう。まず彼らの査定においては、一層注意深い農民を取り巻く状況の調査と、不正を防止するための査定システム上の工夫が計られた。両者によって構想されたシステムがプリングルのそれと同じ運命を辿らなかったのは、「主に細部にまで行き届いた注意によるのである」<sup>69)</sup>という評価さえある。査定は郡単位で行われたが、その査定手順は3段階に分けられる。第一に各畑地(field)ごとの計測である。第二に土壤の階層区分であり、そこでは土壤を大きく上位から黒土、赤土、砂礫地に分け、それぞれをさらに3等級に区分した、計9階層が設定された。各畑地の土壤調査は数回行われ、その平均をとることによって階層が定められた。また作業は計測を行った部門とは全く別の部門によって行われ、そこで調査部門の報告がチェックされ、計測の誤りがあれば訂正された。以上の2段階の作業は英人役人の監督下に現地人役人を動員して行われた。最後の作業は地稅率の決定であり、それは一人の英人徵稅官(たいてい計測作業を監督した者の一人)が一括して行い、現地人役人の関与は排除された。彼は前述の二つの部門の作業を踏まえながら、それに加えて市場へのアクセスや降雨への依存度をも考慮に入れつつ、郡内の同じ等級の村落グループごとの地稅率を、県長宛の報告書の作成をううじて提案した<sup>70)</sup>。

地稅率の決定は、もはや「純生産物」の一定割合として機械的・理論的に定めるのではなく、いわば經驗的要素を多く取入れながら行われ、この点にプリングルとの大きな相違

があった。査定具体相に関わる各論者の叙述を紹介すれば次のとおりである。まずマカルピンは、地税率は「徴税役人が過去20年ないし30年の徴税額を調べ、それに農民の状態に関する彼自身の観察を加えて」決定し、村落グループごとの地税率が定まった後に各畑地を査定する際には、さらに道路・集落・水利に対するアクセスが考慮に入れられたとしている<sup>71)</sup>。またクラインは「査定水準が適当であることが判明したところでは、隣接地が同じような条件を持っていれば、積極的にその水準を当てはめて行き」、こうして「一連のプラグマティックな査定」ができあがったと述べている<sup>72)</sup>。クマールはゴールズミッドの書簡の一節を引きながら、査定率は「実際の生産高についてのあまり詳細な調査を行うことなく、現地の実状や適当な人物の経験から」決定されたとしている<sup>73)</sup>。以上のような在来社会の実状を重視するという方針への変更は、プリングルが理論的規定を盲目的・一方的に押し付けることによって地稅徴収業務に多大な混乱を招いたことへの反省から生まれたといえよう。チャールズワースのいうように、地稅業務における確実性こそ、彼らが留意した重要なポイントであった<sup>74)</sup>。とはいえ他面で、彼らの査定基準がマラータ時代のそれに逆戻りしたと解されてはならない。なにより地稅額を年々の耕作の結果として生じる生産物の一定割合とするという査定方法 (gross produce assessment) が明確に否定されているからである。というのもこうした方策が、プリングルの挫折の後、徴税役人ショートリードによって一旦主張されたのであるが、ゴールズミッドおよびウィンゲートはこの提案に強く反対したからである<sup>75)</sup>。それとともに井戸の建設のような資本改良にもとづく利便性が土地の等級を決める要素から除外されたことが示すように、査定基準は基本的に農民の経営努力の及ばない自然条件にもとめられ、農民の努力の成果を利潤として彼らに留保させるという方針は維持されたからである。クラインがいうように、「彼らの方策は、各農民の収穫量の年々の変化よりも、彼らを取り巻く現実の事情の変化に留意しようとした点で、なお革命的だったのである」<sup>76)</sup>。

以上の検討を踏まえれば、ゴールズミッドおよびウィンゲートとプリングルとの最大の相違は地税率にあり、その改善こそ両者の工夫が最も良く表れた点であったといわねばならない。第1表は、クマールが作成したプリングル、ウィンゲート、およびゴールズミッドのそれぞれの地税率の比較である。この表は100ルピーの費用で耕作する面積当りの地税率を示すものである。いまプリングルの地税率を基準として他の二人のそれを検討すると、まずウィンゲートの査定は、優良地の地税率を引き上げ、劣等地のそれを引き下げたものとして特徴づけられる。変化率は、両極端に行くほど大きく、とりわけ劣等地での引き下げ率が高い。ウィンゲートの企図は、あらゆる農民に土地の肥沃度に関わりなく同じ利潤を保証することにあつたといわれている<sup>77)</sup>。ストークスはそれを「平等主義的 egalitarian」な査定と呼んだ<sup>78)</sup>。こうした方策の意図は、土地の肥沃度の相違にもとづく利潤差を解消して、その意味で農民の経営条件を平等化し、もっぱら彼らの経営努力の程

第1表 プリングル、ウィンゲート、ゴールズミッドの査定率の比較

土壤の種別	①プリングルの 査定率	②ウィンゲートの 査定率	②と①の相違 (%)	③ゴールズミッドの 査定率	③と①の相違 (%)
	Rs. as. p.	Rs. as. p.		Rs. as. p.	
黒土一等地	1 6 0	1 12 1	27	0 12 0	-45
黒土二等地	1 1 9	1 4 9	17	0 8 0	-53
黒土三等地	1 1 3	1 3 6	12	0 9 7	-47
赤土一等地	0 13 0	0 13 10	9	0 6 10	-46
黒土二等地	0 11 9	0 11 5	-5	0 5 2	-57
黒土三等地	0 10 0	0 9 7	-7	0 4 2	-66
砂礫一等地	0 7 9	0 5 10	-25	0 3 0	-63
砂礫二等地	0 7 3	0 4 9	-30	0 2 5	-71
砂礫三等地	0 5 6	0 2 2	-62	0 1 0	-67

出所) R. Kumar, *Western India in the Nineteenth Century: A Study in the Social History of Maharashtra*, 1968, p.120.

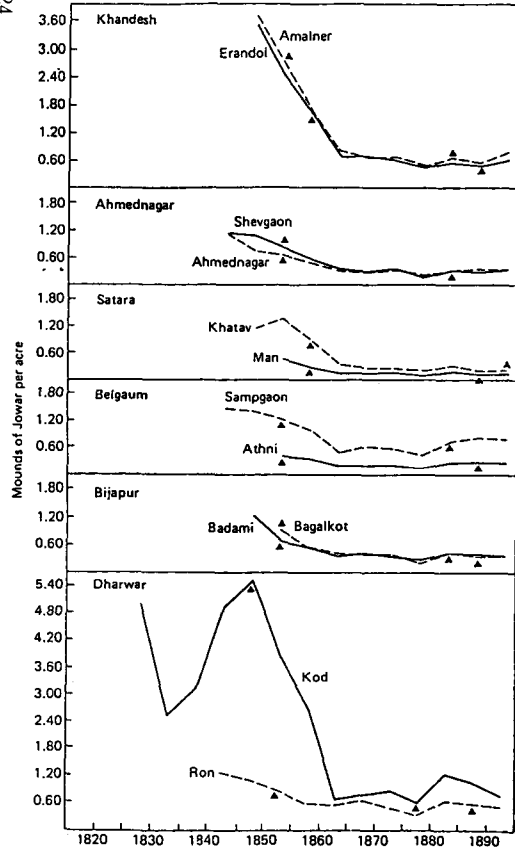
度によって利潤差をつけ、ひいては彼らのあいだの自由な土地移転を促すことにあったと思われる。それとともに、ウィンゲートの査定において、劣等地ほど変化率が大いことに注目せねばならない。これは彼が、プリングルの方策がとりわけ劣等地の査定に問題が多いと判断していたことを表している。次にゴールズミッドの査定に目を転じると、なによりあらゆる階層にわたって大幅な引き下げがなされていることが明かである。引き下げ率は45%から多いところで71%に及んでいる。そしてここでも、下層になるほど引き下げ率が高い。すなわち彼の査定は、下層農に比較的手厚い、全般的かつ思い切った地稅額の軽減として特徴づけらよう。クマールは両者の査定基準がそれぞれどういう範囲で実施されたかについて詳かにしていないが、ゴールズミッドの方が職位において主導的立場にあったことから、彼の方式が相当広く実施されたことは間違いないであろう。いずれにせよ、両者による地稅制度改革は、プリングルのそれに比して、下層農の保有地により手厚い、地稅額の全般的かつ相当の軽減を敢行した点に最大の特徴を持つものといわねばならない。それはプリングルの査定が現実に照らして過重であるとの判断にもとづき、農民の実状に即して決められたものといえよう。クマールは両者の構想を以下のようにまとめ、彼らが進んで農民の手に剰余が残ることを期待していたとの理解を示している。「(彼らの構想によれば) 農業の拡大は農民が支配する剰余資本の量に依存している。最も急速な資本の蓄積を許すようなシステムは、農業の拡大にとって最大の誘因を与えるものである。……ライヤトワリー制のもとにおいて、実際に耕作されている農地に対する地稅を制限することによって、農民の手により多くの剰余資本が残されるであろう。……一旦農民がその手に剰余資本を持てば、彼らは遊休地を耕作に引き入れることを促されるだけでなく、その土地に対する正規の地稅を支払う余裕ができるであろう」<sup>79)</sup>。すでにプリングルの査定



に関連して述べたように、一連の地稅制度改革を評価するうえでの重要なポイントが農民の余剰生産物と地稅率との量的割合にあったとすれば、その点においてゴールズミッドおよびウィングートの改革は、それまでに見られない大きな特徴を持っていたといわねばならない。最後に彼らの地稅政策は、一旦改定された査定額の30年間の固定を宣言することによって、その間の農業改良による増産の利益のすべてを農民に帰属させることを約束したのである。

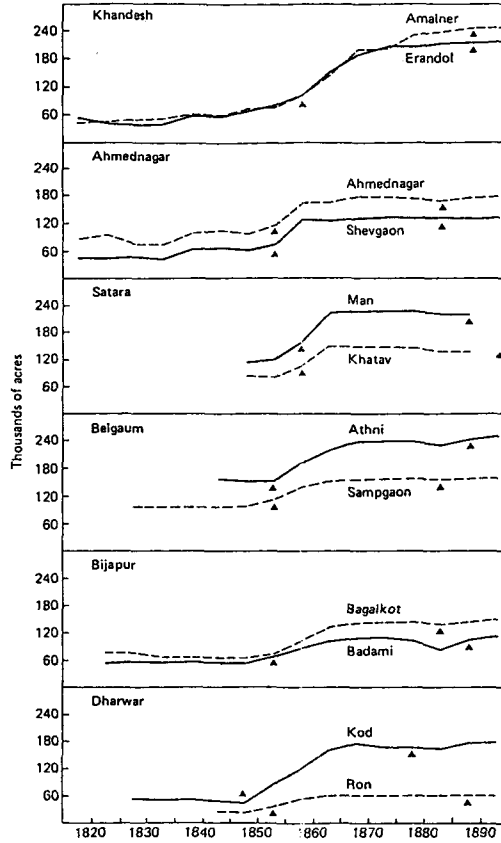
では両者によって基本原理が確定された地稅制度改革は、現地社会にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。この問題についての包括的な検討は本稿の範囲外にあり、ここではさしあたりマカルピンが作成した、いくつかの地域(南マラータ地方を含む)におけるエーカー当り実質徵稅額、耕地(政府地)面積、地稅徵收額の変化を示したグラフ(第2図-a,b,c)に測して検討するにとどめたい。ここでエーカー当り実質徵稅額とされているものは、当地の主穀であり全域において栽培されていたジョワール(jowar、雜穀)の価格で換算したものである。結論的にいえば、地稅改定によって、ほとんどすべての地域において、農業生産の拡大が促され、逃亡していた農民の帰村が見られ、それ以前とうって変わった好況状態が現出した。その意味でゴールズミッドおよびウィングートの方策は彼らの政策目標におおむね適合的なものであったといえることができる。こうした結果をもたらした原因については、別個に詳しく検討されねばならないが、地稅率の輕減が大きな役割を果たしたことは疑いないようである。第2図において査定の変更が行われた時期が三角マークで示されており、それは世紀中葉とそれから30年を経過した世紀末とに存在するが、ここでは前者について検討する。図に示されたエーカー当り実質徵稅額の変化を辿れば、すべての地域で相当の低下が見られる。ほとんどの地域で半分以下となり、変化の大きな地域では1/5から1/6にまで低下している。事実がこのとおりでであるとすれば、農民の負担は大きく輕減され、かなりの余剰を獲得した農民も少なからず存在したと考えられる。これには地稅率の改定とともに、好況にともなう穀物価格の上昇が大きく与っていた。とはいえ、まず地稅率の引き下げが好況を生み出す呼び水となったことは間違いない。同時に査定額の30年固定もまた、農民余剰の形成に大きな寄与を果たしたといわねばならない。これを受けて、耕地の大半を占める政府地(government land、政府に対して地稅納入義務を負う耕地)の面積も急激な増加を示している。ほとんどの地域で数十年のうちに二倍以上になっている。最後に、政府の地稅徵收額を見ると、地域によるばらつきがあるものの、おおむね増加し、場所によっては数倍の伸びを示したところもある。すなわち政府は地稅率を輕減したにもかかわらず、耕地の拡大によって、かえって増収を計ることができたのである。このように、19世紀中葉以降の地稅制度改定は、とりわけ農民の負担を大きく輕減することによって、それまでの現地經濟の沈滞に終止符を打ち、耕地の大幅な拡大にみられるような繁榮状態をもたらし、その一方で政府もまた地稅率の輕減によってかえ

第2図-a エーカー当り実質微税額の推移



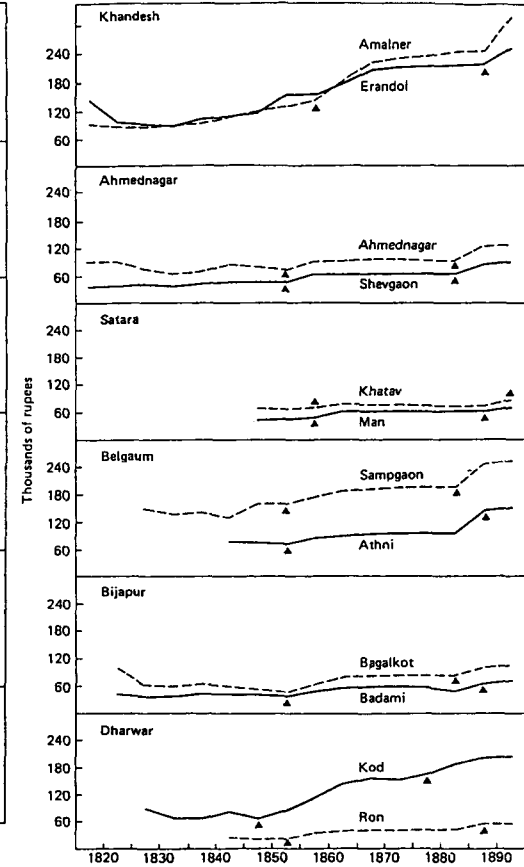
注) ①郡の所在については、第1図参照。  
 ②数字は5年ごとの平均値。  
 ③三角マークは地稅査定改定が行なわれた時期を示す。  
 出所) M. B. McAlpin, *op.cit.*, p.117.

第2図-b 政府地耕地面積の推移



出所) *Ibid.*, p.114.

第2図-c 政府の地稅微收額の推移



出所) *Ibid.*, p.115.

って歳入を増加させることができたのであった<sup>80)</sup>。さしあたり以上の結果からしても、世紀中葉のボンベイ＝デカンにおける地稅制度改定が一般に成功と評価されるのは、十分根拠のあることであるといえよう。それは『インド經濟史』を著してインド・ナショナリズムの観点から植民地統治を厳しく批判した、かのロメッシュ・ダットでさえ、次のようにその地稅政策を高く評価しているほどである。「ウィンゲートが彼の権力を穩健に、如才なく、かつ慈愛心を持って行使したこと、彼が査定にあたって注意深い、熱心な調査を行ったこと、そして彼の査定がデカン農民を20年間苦めてきた誤った統治や抑圧から彼らを解放したことは、彼の名譽とすべきことである。ウィンゲート卿 (Sir George Wingate) の名前は、マドラスにおけるマンロー (Thomas Munro)、北インドにおけるバード (Robert Merttins Bird) の名前に比肩するものとしてボンベイで記憶されるであろう。それというのは、彼らの仕事にはなんら重大な欠点がなかったからではなく、彼らが全体として、混乱と無秩序が支配的であったところにある秩序を生み出すこと、および今日まで存続しているシステムを作り上げることに成功したからである<sup>81)</sup>」。

しかしながらわれわれは、地稅制度の基本原理解が確定されたこと、農民經濟が従来に比べて「繁榮」の様相を呈したこと、そして政府が増収を得たことなどをもって、イギリスによる地稅制度改革が「成功」したとする評価にのみ留まっていたはならないであろう。われわれは、農民經濟の実態に一層深く分け入り、そこに現れた構造変化を検証することによって、当該期の地稅制度改革が果たした歴史的意義を、なお広い観点より見極めなければならない。この点の検討をもって次稿の課題としたい。

## 注

- 1) ナーグプルに拠点を置くボーンスラ侯、グワリオールのシンディア侯、パローダーのガーイクワール侯、インドールのホルカル侯など。
- 2) 第一次戦争は1775-82年、第二次戦争は1803-05年、第三次戦争は1817-19年にわたって行われた。
- 3) 両氏の研究は以下の書物に纏められている。深沢宏『インド社会經濟史研究』、1972年、東洋經濟新報社、同『インド農村社会經濟史の研究』、1987年、東洋經濟新報社、小谷汪之『インドの中世社会』、1989年、岩波書店。
- 4) 小谷、前掲書、57ページ。
- 5) 同上書、55ページ。一方クマールは、一般農民の平均的耕作面積を、それより少ない15-30ピガ (1ピガは2/3エーカー) とし、村長は60ピガを保有していたと述べている。R.Kumar, *Western India in the Nineteenth Century: A Study in the Social History of Maharashtra*, 1968, p.21.
- 6) *Ibid.*, pp.17, 8.
- 7) M. B. McAlpin, *Subject to Famine: Food Crises and Economic Change in Western India 1860-1920*, 1983, pp.90, 1.

- 8) S. Guha, *The Agrarian Economy of the Bombay Deccan 1818-1941*, 1985, p.9.
- 9) こうした特質はベーデン・ポウエルによっても指摘されている。Baden-Powell, *The Land System of India*, vol.3, p.256.
- 10) クマールによれば、ミラースダールの特権には以下のようなものがあつたとされる。(1) 村の重要事項を決定する村会のメンバーシップ、(2) 共有地での家畜の放牧権、(3) 一軒の家屋に限り家屋稅の免除、(4) 結婚稅の免除、(5) 村の儀式においてウバリーより上席を占める。R. Kumar, *op.cit.*, p.21.
- 11) M. B. McAlpin, *op.cit.*, p.100.
- 12) R. Kumar, *op.cit.*, p.20.
- 13) *Ibid.*, p.30.
- 14) *Ibid.*, p.30.
- 15) *Ibid.*, p.12.
- 16) H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms, Useful Words Occurring in Official Documents Relating to the Administration of the Government of British India*, 1855, p.132.
- 17) 深沢宏『インド農村社会經濟史の研究』、172ページ。
- 18) N. Charlesworth, *Peasants and Imperial Rule: Agriculture and Agrarian Society in the Bombay Presidency 1850-1935*, 1985, pp.19, 20.
- 19) 深沢宏『インド農村社会經濟史の研究』、11ページ。
- 20) S. Guha, *op.cit.*, p.10.
- 21) H. H. Wilson, *op.cit.*, p.407.
- 22) R. Kumar, *op.cit.*, p.79.
- 23) S. Cotton, *Life of Elphinstone*, p.152, quoted in R. D. Choksey, *Economic History of the Bombay Deccan and Karnatak (1818-1868)*, 1945, P.64.
- 24) R. Kumar, *op.cit.*, p.28.
- 25) *Ibid.*, p.30.
- 26) *Ibid.*, p.47.
- 27) R. D. Choksey, *op.cit.*, p.84.
- 28) *Ibid.*, p.84.
- 29) *Ibid.*, p.84.
- 30) *Ibid.*, pp.86, 7.
- 31) R. Kumar, *op.cit.*, p.45.
- 32) R. D. Choksey, *op.cit.*, p.88.
- 33) S. Guha, *op.cit.*, p.24.
- 34) The Select Committee on the Affairs of the East India Company, 1831, 2, Evidence vol.iv, Q.1935, quoted in *ibid.*, p.21.
- 35) *Ibid.*, p.17.
- 36) R. D. Choksey, *op.cit.*, p.25.
- 37) R. Kumar, *op.cit.*, pp.60, 1.
- 38) *Ibid.*, p.69.
- 39) *Ibid.*, p.69.
- 40) H. D. Robertson to R. K. Pringle, 22 December 1823, quoted in *ibid.*, pp. 6, 7.

- 41) *Ibid.*, pp.61, 2.
- 42) *Ibid.*, p.70.
- 43) M. Elphinstone to E. Strachey, 3 September 1823, quoted in *ibid.*, p.74.
- 44) Minutes by the Governor of Bombay, 25 April 1823, quoted in *ibid.*, p.75.
- 45) R. D. Choksey, *op.cit.*, p.90.
- 46) E. Stokes, *The English Utilitarians and India*, 1959, p.99.
- 47) R. K. Pringle to H. D. Robertson, 20 November 1823, quoted in R. Kumar, *op.cit.*, p.66.
- 48) R. K. Pringle to J. Bax, 6 September 1828, quoted in *ibid.*, p.98.
- 49) 以上の算定手続きについては、R. D. Choksey, *op.cit.*, p.91.
- 50) *Ibid.*, p.91.
- 51) R. Kumar, *op.cit.*, p.87. そうした傾向は、通信部審査員 (Examiner) として「1819年から30年までインド宛の税務に関する通信文の起草の責任を有していた」(E. Stokes, *op.cit.*, p.81) ジェームス・ミルの影響力によるところが大きかった。
- 52) E. Stokes, *op.cit.*, p.103.
- 53) R. Kumar, *op.cit.*, pp.102, 3.
- 54) J. B. Ballis to G. Wingate, 26 January 1839, quoted in *ibid.*, p.111.
- 55) R. D. Choksey, *op.cit.*, p.92.
- 56) E. Stokes, *op.cit.*, p.134.
- 57) R. Kumar, *op.cit.*, p.111.
- 58) E. Stokes, *op.cit.*, p.102.
- 59) R. Kumar, *op.cit.*, p.104.
- 60) R. K. Pringle to J. Box, 6 September 1828, quoted in *ibid.*, p.100.
- 61) *Ibid.*, p.108.
- 62) *Ibid.*, pp.108, 9.
- 63) M. B. McAlpin, *op.cit.*, p.109.
- 64) Memorandum by H. E. Goldsmid and G. Wingate, 21 December 1850, quoted in *ibid.*, p.126.
- 65) R. G. Gordon, *The Bombay Survey and Settlement Manual*, vol.1, pp.76, 7, quoted in M. B. McAlpin, *op.cit.*, p.111.
- 66) G. Wingate to E. H. Townsend, 23 December 1848, quoted in E. Stokes, *op.cit.*, p.126.
- 67) M. B. McAlpin, *op.cit.*, p.110.
- 68) E. Stokes, *op.cit.*, p.122.
- 69) M. B. McAlpin, *op.cit.*, p.111.
- 70) *Ibid.*, p.112.
- 71) *Ibid.*, p.112.
- 72) I. Klein, "Utilitarianism and Agrarian Progress in Western India", *Economic History Review*, second series, vol.13, no.3, 1965, p.584.
- 73) H. E. Goldsmid to R. Mills, 27 June 1835, quoted in R. Kumar, *op.cit.*, p.120.
- 74) N. Charlesworth, *op.cit.*, p.45.
- 75) R. Kumar, *op.cit.*, p.115.
- 76) I. Klein, *op.cit.*, p.584.
- 77) R. Kumar, *op.cit.*, p.117.

- 78) E. Stokes, *op.cit.*, p.123.
- 79) R. Kumar, *op.cit.*, p.126.
- 80) チャールズワースも地税改定の結果、耕地の拡大と政府の地税収入の増加が見られたとしている。彼の挙げる数字を示せば、まず1852年までにプーナ、アーマドナガール、ショラプール、ダールワール（南マラータ）の4県で100万エーカー以上の耕地拡大があり、またボンベイ管区全体の地税収入は1856/7年から1870/1年までに37%増加し、この増収は同時期の他管区のそれを上回っていた。N. Charlesworth, *op.cit.*, pp.44, 5.
- 81) R. Dutt, *Economic History of India*, vol.2, p.65.

付記 本研究は平成3年度相愛大学特別研究助成金による成果の一部である。